

第57回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館42階
「高尾の間」

書面による議決権行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時30分到着分

新型コロナウイルス感染症が未だ収束していない状況を踏まえ、株主総会決議につきましては、可能な限り書面により議決権行使いただき、当日のご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会にご出席される株主様は、当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクを着用されるなど感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

キーウェアソリューションズ 株式会社

証券コード：3799



目次

■ 第57回定時株主総会招集ご通知	3	(添付書類)
■ 株主総会参考書類	5	■ 事業報告
■ 第1号議案 定款一部変更の件	5	■ 連結計算書類
■ 第2号議案 取締役9名選任の件	7	■ 計算書類
■ 第3号議案 取締役（社外取締役を除く） に対する譲渡制限付株式の 付与のための報酬決定の件	18	■ 監査報告書

※本年は、株主総会にご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。

目次

株主の皆様へ	2
株主総会招集ご通知	
第57回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	7
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	18
(添付書類)	
事業報告	
企業集団の現況に関する事項	20
会社の株式に関する事項	31
会社の新株予約権等に関する事項	32
会社役員に関する事項	33
会計監査人に関する事項	38
会社の体制および方針	39
連結計算書類	
連結貸借対照表	44
連結損益計算書	45
連結株主資本等変動計算書	46
計算書類	
貸借対照表	47
損益計算書	48
株主資本等変動計算書	49
監査報告書	
会計監査人の監査報告書謄本	50
監査役会の監査報告書謄本	54

— 株主の皆様へ —

IT can create it.

クリエイティブな発想で、
IT の持つ無限の可能性を
現実のものとしませ

代表取締役社長

三田 昌弘



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第57期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び関係者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、皆様の早期回復と一日も早い感染の終息を心よりお祈り申し上げます。

こうしたコロナ禍の状況で、ITソリューションやサービスは、ビジネスや暮らしを支える社会インフラとして必要不可欠な存在となっています。また、近年は、クラウドコンピューティングやスマートデバイスの急速な普及により、ITの利活用の形態やサービスが多様化・高度化し、お客様のビジネス環境や人々のライフスタイルのあり方に変化を生み出しています。

当社は、このような環境変化に迅速、柔軟に対応し、クラウド、SaaS/ASP等のサービス提供のほか、スマートデバイスを活用したソリューションの提供など、最新のIT技術の活用と柔軟な発想により、常に新しいサービスの充実をはかってまいります。

キーウェアはこれからも、お客様に信頼されるパートナーとして、高品質で付加価値の高いソリューションを提供することにより、豊かで安心・安全な社会の発展に貢献してまいります。

証券コード 3799
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都世田谷区上北沢五丁目37番18号
キーウェアソリューションズ株式会社
代表取締役社長 三 田 昌 弘

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主総会開催に際しましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は極力お控えいただきますようご協力をお願い申し上げます。書面によって議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分（営業時間の終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館42階「高尾の間」
3. 目的事項 報告事項
 1. 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.keyware.co.jp/ir>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査報告の作成に際して監査した書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに記載の事項となります。
 3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.keyware.co.jp/ir>）にて、修正後の内容を開示いたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対し提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p><新設></p>	<p>附 則</p> <p>第1条 変更前定款第16条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に定める施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の定めはなお効力を有するものとする。</p> <p>3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役8名が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名 (年齢)			現在の当社における 地位および担当	取締役会出席率 (出席状況)	在任 期間
1	再任	みた 三田	まさひろ 昌弘	(満60歳)	代表取締役 執行役員社長	100% (13回中13回)	17年
2	再任	あらかわ 荒河	しんいち 信一	(満61歳)	取締役 執行役員専務 基盤事業担当	100% (13回中13回)	7年
3	再任	おがわ 小川	としかず 俊一	(満57歳)	取締役 執行役員常務 コーポレートスタッフ、 グループ会社担当	100% (13回中13回)	3年
4	再任	さいとう 斎藤	いくお 郁夫	(満58歳)	取締役 執行役員 システム開発事業担当	100% (10回中10回)	1年
5	再任	かとう 加藤	てつろう 徹郎	(満57歳)	取締役 執行役員 マーケティング&セールス、 新事業担当	100% (10回中10回)	1年
6	新任	すえつな 末綱	たくや 琢也	(満51歳)	執行役員 SI事業担当	—	—
7	再任 社外 独立	おかだ 岡田	かつとし 勝利	(満76歳)	社外取締役	92% (13回中12回)	5年
8	再任 社外 独立	のだ 野田	まきこ 万起子	(満51歳)	社外取締役	100% (13回中13回)	3年
9	再任 社外 独立	ステファン グスタフソン		(満62歳)	社外取締役	100% (10回中10回)	1年

1

みた まさひろ
三田 昌弘

(1962年2月15日生)

再任



候補者の所有する
当社株式の数

53,818株

当事業年度の取締役会
出席回数

13回中13回

取締役在任年数

17年

略歴、当社における地位および担当

1985年4月 日本電気株式会社入社
 2002年4月 当社入社 営業統括付理事
 2002年12月 経営企画本部理事
 2003年4月 経営企画室統括部長
 2004年10月 経営企画室長
 2005年4月 執行役員経営企画室長
 2005年6月 取締役兼執行役員経営企画室長
 2007年6月 株式会社HBA 取締役（現任）
 2008年4月 当社 取締役兼執行役員常務経営企画室長
 2009年4月 取締役兼執行役員常務営業本部長
 2012年1月 代表取締役兼執行役員社長
 2014年4月 代表取締役社長
 2017年6月 株式会社イーテア 取締役（現任）
 2022年4月 代表取締役兼執行役員社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社HBA 取締役
 株式会社イーテア 取締役

取締役候補者とした理由

三田昌弘氏は、当社へ入社後、営業部門、経営企画部門の責任者を経験し、2005年から取締役兼執行役員、2012年から代表取締役社長として、当社および当社グループの経営を担い、経営者として豊富な経験と実績を有しております。今後も、当社および当社グループが目指す企業価値向上、事業拡大による成長ならびにグループ全体での業務改革の推進による収益向上を牽引するうえで適任であると判断し、取締役の候補者としております。

2

あらかわ
荒河しんいち
信一

(1961年2月4日生)

再任



候補者の所有する
当社株式の数

14,623株

当事業年度の取締役会
出席回数

13回中13回

取締役在任年数

7年

略歴、当社における地位および担当

- 1981年 4月 当社入社
- 2005年 4月 ビジネスソリューション事業本部通信事業部長
- 2006年 4月 ITソリューション事業本部ERP事業部長
- 2009年 4月 株式会社クレヴァシステムズ出向 システム事業本部長
- 2012年 6月 同社 代表取締役社長
- 2014年 4月 当社 執行役員システム開発事業担当
- 2015年 4月 執行役員システム開発事業担当兼S I事業部担当兼プラットフォーム事業部担当
- 2015年 6月 取締役兼執行役員システム開発事業担当兼S I事業部担当兼プラットフォーム事業部担当
- 2016年 4月 取締役兼執行役員システム開発事業担当
- 2018年 4月 取締役兼執行役員常務システム開発事業担当
- 2021年 4月 取締役兼執行役員専務システム開発事業担当
- 2022年 4月 取締役兼執行役員専務基盤事業担当 (現任)

取締役候補者とした理由

荒河信一氏は、当社の事業部門の責任者を経験した後、2012年から当社の完全子会社である株式会社クレヴァシステムズの代表取締役社長、2014年から当社執行役員、2015年から取締役兼執行役員を歴任し、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。今後も、当社の事業拡大、収益性向上に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行うのに適任であると判断し、取締役の候補者としております。

3

おがわ
小川としかず
俊一

(1964年10月21日生)

再任



略歴、当社における地位および担当

1985年 4月 当社入社
 2002年 4月 第二営業本部 営業部長
 2003年 4月 ビジネスソリューション事業本部事業戦略室長
 2004年10月 経営企画室担当部長兼ビジネスソリューション事業本部事業管理部事業戦略室長
 2009年 4月 経営企画室長
 2014年 4月 執行役員マーケティング&セールス担当
 2016年 4月 執行役員新事業担当
 2018年 4月 執行役員コーポレートスタッフ担当兼新事業担当
 2019年 4月 執行役員コーポレートスタッフ担当
 2019年 6月 取締役兼執行役員コーポレートスタッフ担当
 2021年 4月 取締役兼執行役員常務コーポレートスタッフ担当兼グループ会社担当 (現任)

候補者の所有する
当社株式の数

16,161株

当事業年度の取締役会
出席回数

13回中13回

取締役在任年数

3年

取締役候補者とした理由

小川俊一氏は、当社の営業部門、事業管理部門、経営企画部門の責任者を経験した後、2014年から当社執行役員としてマーケティング&セールス部門の責任者、2016年から新事業部門の責任者、2018年からコーポレートスタッフ部門の責任者、2019年から取締役兼執行役員コーポレートスタッフ担当として、豊富な経験と実績を有しております。今後も、コーポレートスタッフ部門を中心に事業の成長と業績の向上に向けた戦略の実現を図るとともに、スタッフ部門の監督を行うのに適任であると判断し、取締役の候補者としております。

4

さいとう
齊藤いくお
郁夫

(1963年10月26日生)

再任



略歴、当社における地位および担当

1988年 4月 当社入社
 2006年 4月 ビジネスソリューション事業本部ネットワーク事業部長
 2009年 5月 日本電気株式会社 出向
 2013年 2月 当社 ソリューション事業本部公共・ネット事業部 部長
 2013年 4月 ソリューション事業本部特別プロジェクト開発本部 本部長代理
 2014年 4月 特別プロジェクト開発本部 本部長代理
 2015年 4月 流通サービス事業部 事業部長代理
 2016年 4月 官公システム事業部長
 2019年 4月 執行役員システム開発事業担当
 2021年 6月 取締役兼執行役員システム開発事業担当（現任）

候補者の所有する
 当社株式の数

12,474株

当事業年度の取締役会
 出席回数

10回中10回

取締役在任年数

1年

取締役候補者とした理由

齊藤郁夫氏は、当社の複数の事業部門の責任者を経験した後、2019年から執行役員としてシステム開発事業の責任者、2021年から取締役兼執行役員システム開発事業担当として、豊富な経験と実績を有しております。今後の当社の事業拡大、収益性向上に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行うのに適任であると判断し、取締役の候補者としております。

5

かとう
加藤てつろう
徹郎

(1965年4月6日生)

再任



候補者の所有する
当社株式の数

12,331株

当事業年度の取締役会
出席回数

10回中10回

取締役在任年数

1年

略歴、当社における地位および担当

1989年4月 当社入社
 2007年4月 keyCOMPASS事業本部コンサルティング部長
 2008年4月 keyCOMPASS事業本部コーポレートソリューション事業部長
 2009年4月 技術本部keyCOMPASS事業部長
 2011年4月 営業本部コンサルティング部長
 2013年4月 サービス企画販売本部 東北支店長
 2014年4月 東北支店長
 2019年4月 執行役員新事業担当
 2021年4月 執行役員マーケティング&セールス担当兼新事業担当
 2021年6月 取締役兼執行役員マーケティング&セールス担当兼新事業担当
 (現任)

取締役候補者とした理由

加藤徹郎氏は、当社のコンサルティング部門の責任者として、新規顧客開拓から顧客のニーズの発見や問題解決に資する製品・サービスの発掘、提案などを行い、2019年から執行役員として新事業の責任者、2021年から取締役兼執行役員マーケティング&セールス担当兼新事業担当として、豊富な経験と実績を有しております。今後の当社事業の収益性向上に向けた戦略の実現や、新規事業創出、展開を図るとともに、営業部門、新事業部門の監督を行うのに適任であると判断し、取締役の候補者としております。

6

すえ つな
末綱たく や
琢也

(1970年7月8日生)

新任



略歴、当社における地位および担当

1993年 4月 当社入社
 2013年 4月 ソリューション事業本部公共・ネット事業部長 部長
 2014年 4月 社会システム事業部 部長
 2017年 4月 特別プロジェクト開発部長
 2019年 4月 特別プロジェクト開発本部長
 2020年 4月 IT基盤構築本部長
 2021年 4月 執行役員、SI事業担当 (現任)

候補者の所有する
 当社株式の数

2,974株

当事業年度の取締役会
 出席回数

—

取締役在任年数

—

取締役候補者とした理由

末綱琢也氏は、当社の事業部門の責任者を経験した後、2021年から執行役員としてSI事業の責任者を経験しており、豊富な経験と実績を有しております。今後の当社の事業拡大、収益性向上に向けた戦略の実現を図るとともに、事業部門の監督を行うのに適任であると判断し、取締役の候補者としております。



候補者の所有する
当社株式の数

一株

当事業年度の取締役会
出席回数

13回中12回

取締役在任年数

5年

略歴、当社における地位および担当

- 1968年 4月 日本電気株式会社入社
- 1995年 4月 同社 官庁システム開発事業部長
- 2002年 6月 NECソフトウェア東北株式会社（現NECソリューションイノベータ株式会社）代表取締役社長
- 2009年 6月 東北大学情報知能システム研究センター 特任教授（客員）（現任）
- 2010年 7月 廣瀬製紙株式会社 代表取締役社長
- 2017年 6月 当社 取締役（現任）
- 2018年 5月 廣瀬製紙株式会社 代表取締役会長
- 2020年 5月 廣瀬製紙株式会社 取締役相談役（現任）

社外取締役候補者とした理由、および選任された場合に果たすことが期待される役割

当社は、岡田勝利氏が、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意志をもって行動していただけること、および企業の経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから、当社の非常勤取締役として当社意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役の候補者としております。

独立性に関する事項

岡田勝利氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。

9

ステファン グスタフソン (1959年10月10日生)

再任

社外

独立



候補者の所有する
当社株式の数

—株

当事業年度の取締役会
出席回数

10回中10回

取締役在任年数

1年

略歴、当社における地位および担当

- 1986年 4月 ドレクセル・バーナム・ランベール（米国）セールス&トレーディング部門専門投資家グループ
- 1989年 1月 アトラスコプロ岩田株式会社 財務・総務マネージャー
- 1994年 4月 シカゴニューマチックツール社（米国）産業部門ビジネスコントローラ
- 1999年 1月 I F S ジャパン株式会社 代表取締役社長
- 2012年 1月 在日欧州ビジネス協会 理事会メンバー
- 2012年 1月 在日スウェーデン商工会議所 会頭
- 2020年 1月 ビューポイント株式会社 代表取締役社長（現任）
- 2021年 6月 当社 取締役（現任）

重要な兼職の状況

ビューポイント株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由、および選任された場合に果たすことが期待される役割

当社は、ステファン グスタフソン氏が、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していることに加え、I F S ジャパン株式会社代表取締役社長などを経験され、IT業界における経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから、当社非常勤取締役として当社意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役の候補者としております。

また、ステファン グスタフソン氏を取締役とすることで取締役会の多様性が向上するものと考えておりません。

独立性に関する事項

ステファン グスタフソン氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 岡田勝利氏、野田万起子氏およびステファン グスタフソン氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は岡田勝利氏、野田万起子氏およびステファン グスタフソン氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認可決された場合には、当社は各氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。各候補者の取締役の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

第2号議案が承認された場合の役員体制および当社が特に期待する専門性は以下のとおりとなります。

なお、これらは各役員が有している全ての知見を表すものではありません。

氏名	役職	属性				当社が特に期待するスキル								
		業務執行	社外役員	独立役員	企業経営	IT、技術開発	財務会計	経営企画新規事業	営業マーケティング	法務ガバナンス	人事労務人材開発	ESGサステナビリティ	多様性	
三田 昌弘	代表取締役社長	●			●		●	●	●	●		●		
荒河 信一	取締役	●			●	●								
小川 俊一	取締役	●					●	●		●	●			
斉藤 郁夫	取締役	●				●								
加藤 徹郎	取締役	●						●	●					
末綱 琢也	取締役	●				●								
岡田 勝利	取締役		●	●	●	●							●	
野田 万起子	取締役		●	●	●				●		●		●	
ステファン グスタフソン	取締役		●	●	●		●						●	
笹原 茂男	監査役						●			●		●		
澤田 伸行	監査役						●		●		●			
瀧田 博	監査役		●	●						●			●	
大田 研一	監査役		●	●	●		●	●					●	

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2001年6月27日開催の第36期定時株主総会において年額350,000千円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円以内といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年45千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し厳しい状況が継続しました。昨年夏以降はワクチン接種率の上昇に伴い、徐々に経済活動の正常化に向けた動きがみられたものの、世界的な半導体等の部品供給不足や物流停滞の深刻化に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻等を受けて資源価格が高騰するなど、先行き不透明な状況が続きました。

当社が属する情報サービス産業につきましては、本年4月に経済産業省が発表した2022年2月の特定サービス産業動態統計(確報)によれば、売上高合計は前年同月比5.8%増と11ヵ月連続で前年を上回ったほか、売上高の半分を占める「受注ソフトウェア」は前年同月比2.3%増と前年を上回りました。

このような事業環境のなか、当社グループは、「基盤事業*の拡大と収益向上」「新規事業の創出・育成」「社員の成長と活躍を推進」を主要方針として取り組みを進めました。

基盤事業においては、収益性の高い大型請負案件や一次請け案件の受注拡大を推進いたしました。顧客企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)実現に向けた需要を取り込むべく、当社の強みであるERPパッケージを活用した基幹システム刷新案件の提案活動を積極的に展開したほか、新たな技術や製品・ソリューションの活用を進めました。また、昨年5月に兼松エレクトロニクス株式会社およびキャノンマーケティングジャパン株式会社、11月には株式会社JR東日本情報システムとの間でそれぞれ資本業務提携を締結しました。早期のシナジー創出に向けて各社と連携し取り組みを進めております。

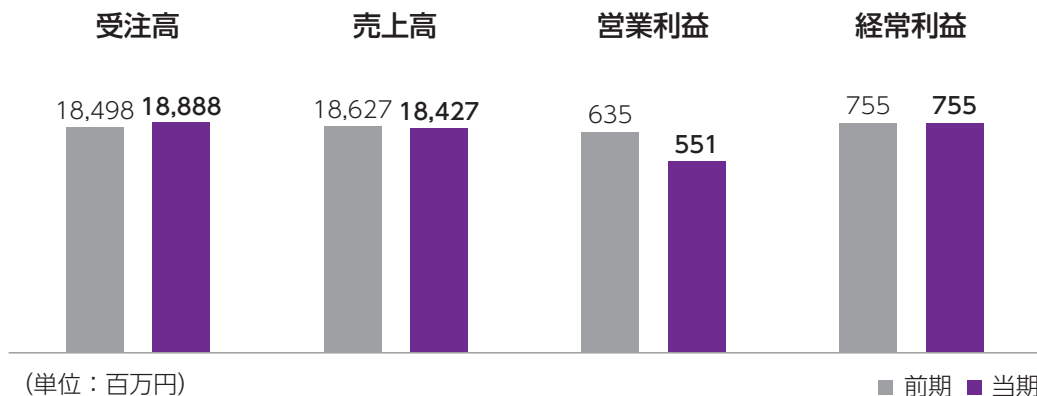
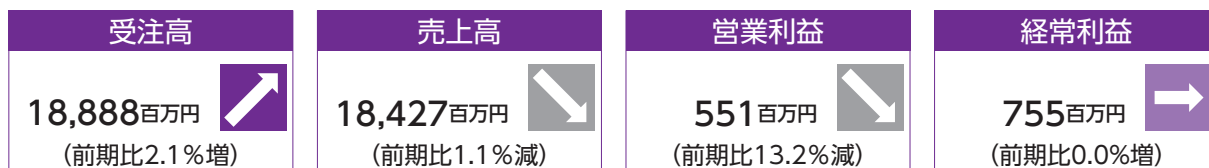
新事業では、農業ICT、ヘルスケア領域での事業育成を継続するとともに、新規顧客獲得に向けてDXファーストステップソリューション(企業のデジタル化を支援する業務最適化コンサルティングや各種ITソリューション)のラインナップを拡充し提案力の強化をはかりました。また、昨年8月に農業ICT領域に特化した子会社「株式会社オーガル」を設立しました。新会社では農業ICTソリューション「OGAL(オーガル)」を活用した熟練農業者の技能継承を支援するサービスを提供するとともに、これまで蓄積した栽培ノウハウとITソリューションを組み合わせることで農作物の栽培に取り組むなど活動の幅を広げ、より競争力の高いサービス・事業の創出を目指しています。

社員の成長と活躍の推進に向けては、DX、IoT等の最新技術や業務スキルの習得に向けた新たな研修プログラムを開始するなど教育・研修の充実をはかりました。また、社員一人ひとりが能力を発揮し、安心して働くことができるよう働き方改革の推進や健康経営に取り組みました。

※ 当社グループの売上高の大部分を占めるシステム開発事業とSI事業を基盤事業と位置付けております。

当社グループの当連結会計年度の受注高は18,888百万円(前年同期比390百万円増、2.1%増)、売上高は18,427百万円(同200百万円減、1.1%減)、営業利益は551百万円(同83百万円減、13.2%減)となりました。営業外収益として持分法による投資利益234百万円を計上したことなどにより、経常利益は755百万円(同0百万円増、0.0%増)となり、法人税等調整額などを計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は556百万円(同129百万円減、18.9%減)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。収益認識会計基準等の適用についての詳細は、別途インターネットにより開示している連結注記表に記載の「会計方針の変更(収益認識に関する会計基準等の適用)」をご参照ください。



セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

全体	前期 第56期	当期 第57期	システム 開発事業	S I 事業	その他事業
受注高 (百万円)	18,498	18,888	12,341	4,667	1,879
売上高 (百万円)	18,627	18,427	11,882	4,686	1,859
(売上構成比)		100.0%	64.5%	25.4%	10.1%
営業利益 (百万円)	635	551	777	▲194	▲7

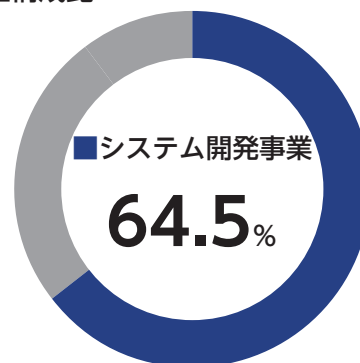
(1) システム開発事業

受注高は12,341百万円(前年同期比743百万円増、6.4%増)、売上高は11,882百万円(同70百万円増、0.6%増)、営業利益は777百万円(同134百万円増、20.9%増)となりました。

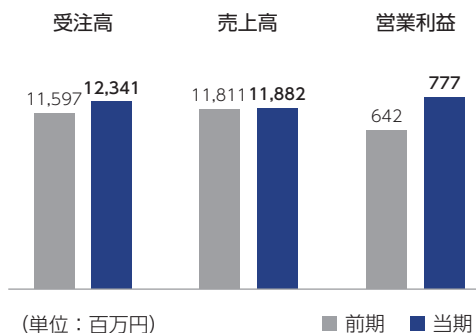
当連結会計年度におけるシステム開発事業は、安定的な収益獲得を実現すべく、事業部門を越えた体制構築を推進し、長期大型案件の獲得と遂行に取り組むとともに、今後更なる拡大が見込まれるIoTやクラウド等のDX関連の技術力強化を図るなど、積極的に取り組みを進めてまいりました。

この結果、受注高につきましては、金融系、医療系での案件拡大に加え、運輸系での大型案件の獲得などがあり、前期比で大幅に増加いたしました。売上高につきましては、官庁系、公共系で前期に開発した案件が運用保守工程、試験工程へ移行したことによる規模縮小などがあったものの、前述の医療系などでの案件拡大に加え、IoT関連案件の売上増などにより、前期比で増加いたしました。損益面につきましては、売上高の増加に加え利益率も改善したことなどにより、前期比で大幅に増加いたしました。

売上構成比



システム開発事業



システム開発事業		前期 第56期	当期 第57期	増減
受注高	(百万円)	11,597	12,341	743
売上高	(百万円)	11,811	11,882	70
営業利益	(百万円)	642	777	134

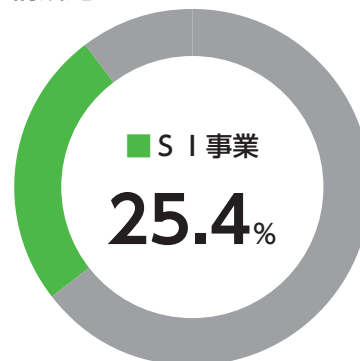
(2) S I 事業

受注高は4,667百万円(前年同期比328百万円減、6.6%減)、売上高は4,686百万円(同133百万円減、2.8%減)、営業損失は194百万円(前年同期は7百万円の利益)となりました。

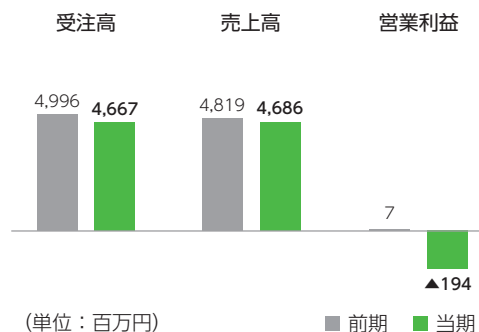
当連結会計年度におけるS I事業は、案件を着実に遂行し生産性の向上を実現すべく、部門横断の体制構築と技術ノウハウの共有を図るとともに、プライム案件の拡大を推進するなど、積極的に取り組みを進めてまいりました。

この結果、受注高につきましては、ERP系での新規大型案件の獲得や前期から継続している案件の維持保守工程の受注などがあったものの、前期に基幹系システム刷新の大型案件獲得があった反動減などが影響し、前期比で減少となりました。売上高につきましては、前期に開発を行った基幹系システム案件の開発が収束し保守工程に移行したことによる反動減に加え、当初見込んでいた案件の顧客都合による中断などが影響し、前期比で減少となりました。損益面につきましては、ERP系での不採算案件の発生などが影響し損失計上となりました。

売上構成比



S I 事業



S I 事業		前期 第56期	当期 第57期	増減
受注高	(百万円)	4,996	4,667	▲328
売上高	(百万円)	4,819	4,686	▲133
営業利益	(百万円)	7	▲194	▲202

(3) その他事業

受注高は1,879百万円(前年同期比24百万円減、1.3%減)、売上高は1,859百万円(同137百万円減、6.9%減)、営業損失は7百万円(前年同期は2百万円の損失)となりました。

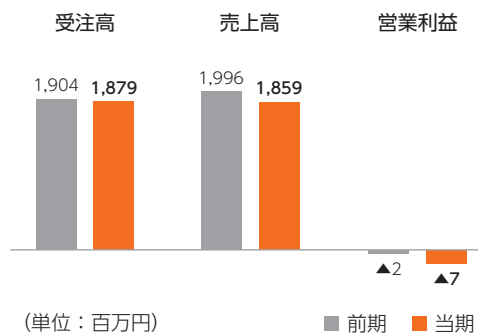
当連結会計年度におけるその他事業は、事業拡大による継続的な成長を実現すべく既存領域の更なる拡大や新事業との連携強化を推進するとともに、特に新事業領域においては、従来から推進してきた農業ICTにおいて専門子会社を新規設立するなど、積極的に取り組みを進めてまいりました。

この結果、受注高および売上高につきましては、新事業が好調に推移したものの、前期まで継続していた大型の保守案件が終了したことによる販売系の減少、前期において既存顧客の深耕による案件獲得があったサポートサービス系の反動減などが影響し、その他事業全体では前期比で減少となりました。損益面につきましては、売上高の減少が影響し損失計上となりました。

売上構成比



その他事業



その他事業		前期 第56期	当期 第57期	増減
受注高	(百万円)	1,904	1,879	▲24
売上高	(百万円)	1,996	1,859	▲137
営業利益	(百万円)	▲2	▲7	▲4

2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は182百万円であり、主なものは社内基幹システム刷新に係る開発費用、販売を目的としたソフトウェアの機能強化に係る開発費用、開発環境強化を目的とした市販ソフトウェアの購入費用、組織改編に伴う内装工事費用などでありま

3. 資金調達の状況

取引銀行との間で、コミットメントライン契約および当座貸越契約を締結しており、運転資金の効率的かつ安定的な資金調達を行っております。

なお、当期末における借入金残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

借入契約	極度額	借入金残高	備考
コミットメントライン契約等	3,300,000	375,000	
短期借入金	—	—	
長期借入金	—	—	

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分

特記すべき事項はありません。

8. 対処すべき課題

現在の国内情勢は、新型コロナウイルスの感染状況が長期化する中、ワクチン接種の進展等により徐々に経済活動は正常化しつつあるものの、2021年11月末に従来のものより感染力が強いとされる「オミクロン株」の国内感染事例が確認されて以降、新規感染者数については依然として高い水準で推移しており、未だ警戒すべき状況は継続しております。また海外では、世界的な半導体不足や物流停滞の深刻化に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等を受けた資源価格高騰などにより、先行き不透明な状況が続いております。

一方で、経済産業省が2018年に公表したDXレポートでは、日本企業の多くが現在の老朽化した基幹業務システムを利用し続けることで、デジタルトランスフォーメーションの実現やデータ活用の足かせとなり、莫大な経済損失を生じる懸念があることから、企業に対して2025年までに既存システムを刷新するよう求めています。また、新型コロナウイルス感染症対策の中で急速に進展した、ワークスタイル・ライフスタイルの変革への対応として、ネットワーク環境の整備・強化やデジタル化などがさらに加速する可能性もあると考えております。これらのことから、企業における基幹システム刷新を含めたIT投資に対する意欲は、この先も底堅く推移するものと見込んでおります。

これらの前提を踏まえまして、当社グループの取り組むべき課題としましては、顧客からのIT投資需要に応じた体制を構築するための技術者の確保に加え、最新技術に精通した技術者の育成が急務であると考えております。そのためには、当社グループでは、新卒・中途採用のほか、グループ各社、開発パートナー企業との連携を強化し、技術者の確保を進めていくとともに、最新技術についての教育にも積極的に取り組んでまいります。

喫緊の懸念事項としましては、新型コロナウイルス感染症およびロシアによるウクライナ侵攻が市場経済や国内外の情勢に及ぼす影響があげられます。新型コロナウイルス感染症につきましては、この先感染力や毒性の強い変異株の発生などにより再度状況悪化となった場合に、民間企業のIT投資意欲が減退し、当社グループの受注計画にも影響が出ることが考えられます。また、ロシアによるウクライナ侵攻につきましては、戦況の長期化などにより資源や穀物等の価格高騰や物流の不安定化が続いた場合に、世界的な経済活動に影響が生じ、民間企業のIT投資意欲減退に繋がることも考えられます。いずれも、現時点において当社グループの事業や業績に与える影響は軽微と見ておりますが、今後も引き続き市況や顧客の需要動向を注視し、需要減少の傾向がみられる場合には、受注戦略の変更や技術者のシフトなど機動的な対応を講じてまいります。

9. 財産および損益の状況

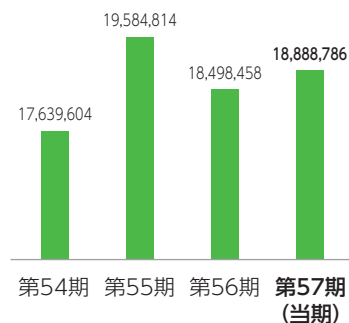
区分	第54期	第55期	第56期	第57期 (当期)
	自 2018年4月 至 2019年3月	自 2019年4月 至 2020年3月	自 2020年4月 至 2021年3月	自 2021年4月 至 2022年3月
受注高 (千円)	17,639,604	19,584,814	18,498,458	18,888,786
売上高 (千円)	17,561,617	18,428,343	18,627,767	18,427,578
経常利益 (千円)	399,147	540,849	755,551	755,609
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	344,179	347,458	685,886	556,045
1株当たり当期純利益 (円)	40.48	41.80	96.61	70.99
総資産 (千円)	9,774,948	9,269,204	10,310,508	10,745,099
純資産 (千円)	6,296,585	6,330,381	6,048,519	7,455,068
1株当たり純資産 (円)	740.57	770.59	885.59	928.41

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

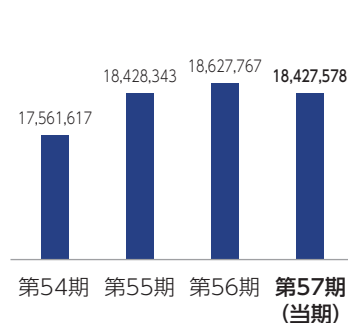
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は、期末株式数にて算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第57期の期首から適用しており、第57期については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

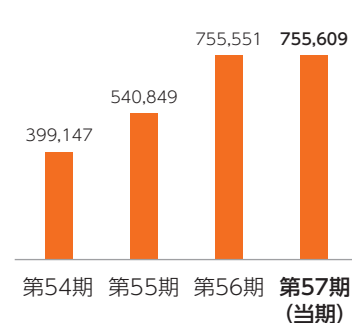
受注高



売上高



経常利益



10. 重要な子会社等の状況

(1) 重要な子会社の状況

(2022年3月31日現在)

会社名	資本金 (千円)	当社の 議決権比率 (%)	所在地	主要な事業内容
キーウェアサービス株式会社	50,000	100.0	東京都 世田谷区	コンピュータシステムの運営に係わるサポートおよびサービス
キーウェア西日本株式会社	80,000	100.0	大阪市 中央区	コンピュータソフトウェアの開発および情報システム導入のための総合サービス
キーウェア北海道株式会社	60,000	100.0	札幌市 北区	コンピュータソフトウェアの開発および情報システム導入のための総合サービス
キーウェア九州株式会社	40,000	100.0	福岡市 博多区	コンピュータソフトウェアの開発および情報システム導入のための総合サービス
株式会社クレヴァシステムズ	284,070	100.0	東京都 港区	コンピュータソフトウェアの開発および情報システム導入のための総合サービス
株式会社オーガル	10,000	100.0	東京都 世田谷区	農業ICTソリューションの企画・開発・提供、農産物の生産・加工・販売等

(2) 重要な関連会社の状況

(2022年3月31日現在)

会社名	資本金 (千円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社HBA	324,000	20.7	ソフトウェアの開発、コンピュータによる情報処理の受託および各種サービス等

(注) 株式会社HBAは、持分法適用会社であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

11. 主要な事業内容

当社グループは、コンピュータソフトウェアの開発および顧客の情報システム導入のためのコンサルティングからシステム構築・運用・保守にいたるまでの、一貫した情報技術の総合サービスを主な事業としております。

事業セグメント	事業内容
システム開発事業	コンピュータシステム構築に必要な全体または一部のソフトウェア開発を受託して行う事業
S I 事業	各ERPパッケージ等によるシステム構築を核としたエンドユーザ向けシステムインテグレーション事業
その他事業	顧客のコンピュータシステムに関する様々なニーズに対応する運用・保守等のサポートサービス事業、関連機器・パッケージソフト等の販売事業、新規領域を推進する新事業など、他の事業セグメントに属さない事業

12. 企業集団の主要な拠点

(1) 当社の主要な事業所

本 社：東京都世田谷区
東 北 支 店：宮城県仙台市

(2) 重要な子会社の主な事業所

「10. 重要な子会社等の状況」の「(1) 重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりです。

13. 従業員の状況

(2022年3月31日現在)

区分	従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	937名	12名増	43歳10ヵ月	18年 8ヵ月
女性	221名	23名増	33歳 9ヵ月	9年 2ヵ月
合計または平均	1,158名	35名増	41歳11ヵ月	16年10ヵ月

(注) 1. 上記従業員は、期末時点での就業人員であります。

2. 上記従業員には、出向者、退職者、育児・介護休業者および病欠無給者は含んでおりません。

14. 主要な借入先

(2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	168,750千円
株式会社三菱UFJ銀行	75,000千円
三井住友信託銀行株式会社	75,000千円
株式会社みずほ銀行	56,250千円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

普通株式 36,440,000株

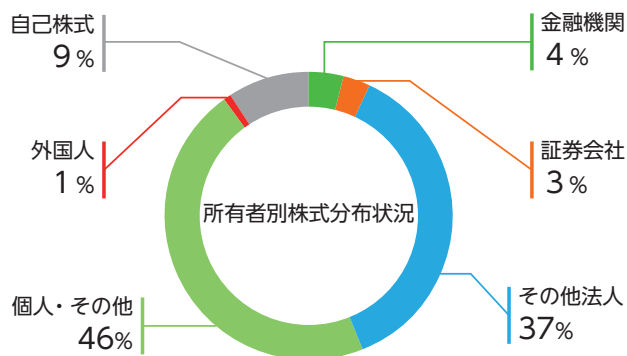
2. 発行済株式の総数

普通株式 9,110,000株
(自己株式792,673株を含む)

3. 株主数

4,176名

4. 大株主



(2022年3月31日現在)

株主名	持株数	持株比率
株式会社HBA	1,385 千株	16.65 %
キーウェアソリューションズ従業員持株会	844 千株	10.16 %
株式会社JR東日本情報システム	660 千株	7.94 %
兼松エレクトロニクス株式会社	600 千株	7.21 %
キャノンマーケティングジャパン株式会社	600 千株	7.21 %
住友生命保険相互会社	260 千株	3.13 %
吉田 知広	117 千株	1.42 %
岩 始	109 千株	1.32 %
株式会社三井住友銀行	100 千株	1.20 %
東京新宿木材市場株式会社	76 千株	0.91 %

(注) 1. 上記のほか、自己株式として792,673株があります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算定しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 田 昌 弘	株式会社HBA 取締役 株式会社イーテア 取締役
取締役	荒 河 信 一	執行役員専務 システム開発事業担当
取締役	小 川 俊 一	執行役員常務 コーポレートスタッフ担当兼グループ会社担当
取締役	斉 藤 郁 夫	執行役員 システム開発事業担当
取締役	加 藤 徹 郎	執行役員 マーケティング&セールス担当兼新事業担当
取締役	岡 田 勝 利	
取締役	野 田 万起子	Human Delight株式会社 代表取締役社長
取締役	ステファン グスタフソン	ビューポイント株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	笹 原 茂 男	キーウェアサービス株式会社 監査役 キーウェア西日本株式会社 監査役 キーウェア北海道株式会社 監査役 キーウェア九州株式会社 監査役 株式会社クレヴァシステムズ 監査役 株式会社オーガル 監査役
常勤監査役	澤 田 伸 行	
監査役	瀧 田 博	弁護士
監査役	大 田 研 一	

- (注) 1. 取締役 岡田勝利氏、野田万起子氏およびステファン グスタフソン氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 瀧田博氏および大田研一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2021年6月23日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、島田孝雄氏および遠藤健司氏は監査役を辞任いたしました。

4. 取締役 岡田勝利氏、野田万起子氏、ステファン グスタフソン氏、監査役 瀧田博氏および大田研一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係は次のとおりであります。
Human Delight株式会社と当社との間には、特別の関係はございません。
ビューポイント株式会社と当社との間には、特別の関係はございません。
6. 監査役 笹原茂男氏は、金融機関における長年の経験を得たのち、当社の経理担当部門の部門長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。
2022年3月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当または主な業務
執行役員専務	荒 河 信 一	システム開発事業担当
執行役員常務	小 川 俊 一	コーポレートスタッフ担当兼グループ会社担当
執行役員	斉 藤 郁 夫	システム開発事業担当
執行役員	加 藤 徹 郎	マーケティング&セールス担当兼新事業担当
執行役員	末 綱 琢 也	SI事業担当

8. 2022年3月31日執行役員任期満了に伴い、2022年4月1日付をもって、以下の執行役員を選任いたしました。

地位	氏名	担当または主な業務
執行役員社長	三 田 昌 弘	
執行役員専務	荒 河 信 一	基盤事業担当
執行役員常務	小 川 俊 一	コーポレートスタッフ担当兼グループ会社担当
執行役員常務	田 野 穰	マーケティング&セールス担当
執行役員	斉 藤 郁 夫	システム開発事業担当
執行役員	加 藤 徹 郎	マーケティング&セールス担当兼新事業担当
執行役員	末 綱 琢 也	SI事業担当
執行役員	脇 谷 勝	マーケティング&セールス担当

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に規定する最低限度額をもって賠償責任の限度としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の役員（取締役および監査役）全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約により、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。なお、当該保険料は当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要はつぎのとおりであります。なお、当該取締役会の決議に際しては、決議する内容について、あらかじめ代表取締役と社外取締役から構成される報酬委員会の答申を得ております。

当社は、持続的に成長し長期的に企業価値を向上させるため、会社の業績、中長期的な企業価値、経営内容、経済情勢等を考慮したうえで、同業他社と比較しても優秀な人材を確保、維持できる報酬水準となるように、報酬委員会において1年ごとに審議した報酬算定基準に則して報酬を算出するものとします。なお、報酬委員会において社外取締役の適切な関与や助言を得ることで、透明性や公正性を重視した報酬の算定方法を決定することとしております。

また、社外取締役の報酬については、その職責と当社会社規模に見合った報酬水準を勘案したうえで、高い独立性を確保する観点から、固定報酬のみで構成しております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

社外取締役を議長とし、代表取締役と社外取締役により構成される報酬委員会において審議したうえで、2001年6月27日開催の第36回定時株主総会にて決議された年間350百万円（決議当時の取締役は9名）の報酬総額の限度内で、取締役会の決議により代表取締役に固定報酬の額の決定を委任しております。代表取締役は、報酬の算定方法の決定方針に則り、株主総会の決議および取締役会の決議による委任の範囲内で、報酬委員会の意見を尊重して、常勤・非常勤の別や職務の内容に応じた固定報酬の額を決定しております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。また、当社には役員退職慰労金制度はございません。

- (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の第三者委任について
- ① 委任を受けた者の氏名ならびに会社における地位および担当
代表取締役社長 三田昌弘

- ② 委任した権限の内容

取締役会にて定めた報酬の算定方法の決定方針に則り、株主総会の決議および取締役会の決議による委任の範囲内で、報酬委員会の助言を尊重したうえで、常勤・非常勤の別や職務の内容に応じた固定報酬の額を決定すること

- ③ 委任権限が適切に行使されるようにするための措置

社外取締役を議長とし、代表取締役と社外取締役によって構成される報酬委員会において議論を直接交わし、独立社外取締役を含む社外取締役の適切な関与や助言を受けることで、委任権限が適切に行使されるよう図っております。

- ④ 第三者に委任した理由

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していることから、これらの権限を委任いたしました。

- (4) 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその方針を尊重し決定方針に沿うものと判断しております。

- (5) 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	65,324千円 (10,200千円)	65,324千円 (10,200千円)	— (—)	— (—)	12名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	34,600千円 (6,600千円)	34,600千円 (6,600千円)	— (—)	— (—)	6名 (3名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2001年6月27日開催の株主総会の決議に基づき、年間350,000千円（決議当時の取締役員数は9名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の株主総会の決議に基づき、年間50,000千円（決議当時の監査役員数は4名）であります。
3. 報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は58,033千円であります。

5. 各社外役員の主な活動状況

(1) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡田 勝利	当期に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、決議事項・報告事項全般についての助言・提言を行うほか、月次報告に関する質問、事業報告についての意見を適宜行っております。
社外取締役	野田 万起子	当期に開催された取締役会13回すべてに出席し、決議事項・報告事項全般についての助言・提言を行うほか、月次報告に関する質問、事業報告についての意見を適宜行っております。
社外取締役	ステファン グスタフソン	社外取締役就任後に開催された取締役会10回すべてに出席し、決議事項・報告事項全般についての助言・提言を行うほか、月次報告に関する質問、事業報告についての意見を適宜行っております。
社外監査役	瀧 田 博	当期に開催された取締役会13回すべてに出席し、また、監査役会12回すべてに出席し、取締役会においては、弁護士としての専門的見地から、取締役会の適法性・適正性・妥当性等を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査計画の立案および監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	大 田 研 一	社外監査役就任後に開催された取締役会10回すべてに出席し、また、監査役会10回すべてに出席し、取締役会においては、経営管理の観点から取締役会の適法性・適正性・妥当性等を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査計画の立案および監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(2) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
岡田 勝利	企業の経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることに加え、当社の業務執行者から独立した立場を有していることから、これら実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会の実効性の向上と監督機能の強化に繋がる役割を期待し、社外取締役に選任しております。取締役会においては、これら経験を活かし、決議事項・報告事項全般についての助言・提言を行うほか、月次報告に関する質問、事業報告についての意見を適宜行っております。
野田 万起子	当社グループが属する業種とは異なる企業の経営者としての豊富な経験を有していることに加え、当社の業務執行者から独立した立場を有していることから、これら実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会の多様性の向上と監督機能の強化に繋がる役割を期待し、社外取締役に選任しております。取締役会においては、これら経験を活かし、決議事項・報告事項全般についての助言・提言を行うほか、月次報告に関する質問、事業報告についての意見を適宜行っております。
ステファン グスタフソン	IT業界における企業の経営者としての豊富な経験を有していることに加え、当社の業務執行者から独立した立場を有していることから、これら実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会の実効性の向上と監督機能の強化に繋がる役割を期待し、社外取締役に選任しております。取締役会においては、これら経験を活かし、決議事項・報告事項全般についての助言・提言を行うほか、月次報告に関する質問、事業報告についての意見を適宜行っております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	42,000千円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,486千円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,486千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の当年度の監査計画の内容ならびに過年度の実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、改正される会計基準の適用に向けた準備についての支援業務を委託しております。

4. 解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと監査役会が判断した場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

VI. 会社の体制および方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、株主の皆様へ期間業績に応じた適正な利益還元を目指し、2013年3月期から、最終利益に応じて配当する業績連動型配当を実施しております。

これを踏まえて当期の配当につきましては、2022年5月13日の取締役会において、普通配当12円の期末配当を決議いたしました。

なお、2023年3月期の配当につきましては、上記の配当方針のもと、期末配当12円を予定しております。

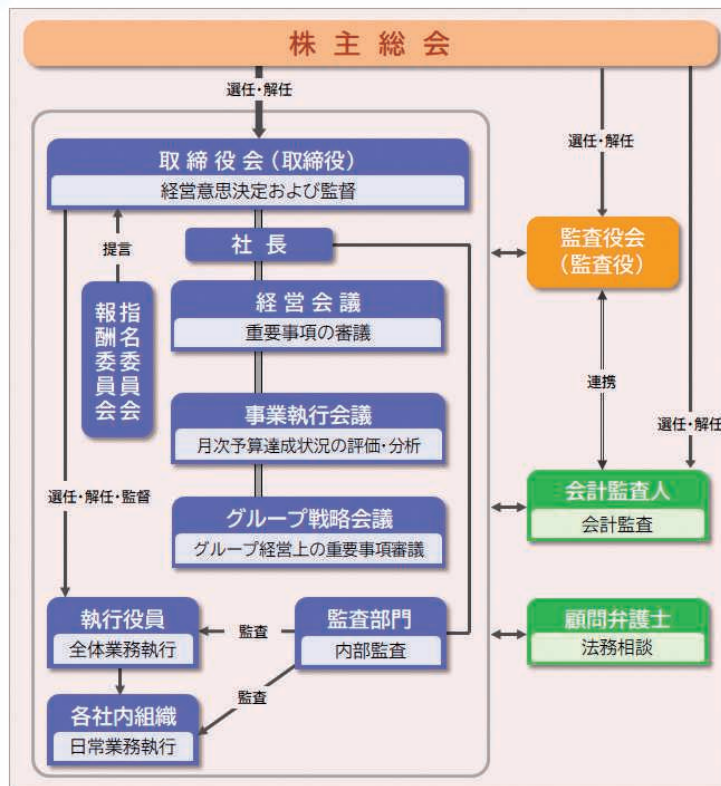
（ご参考）

コーポレートガバナンスに対する取組み

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的に成長し、長期的に企業価値を向上させ、社会やステークホルダーの皆様から信頼され成長を期待される企業となるためには、コーポレート・ガバナンスが極めて重要であることを認識しており、経営の透明性・健全性の確保、意思決定の迅速化、経営監督機能の充実化、ステークホルダーの皆様との適切な協働により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

<コーポレートガバナンス体制図>



(1) 経営監督機能と業務執行機能について

当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本は、取締役の経営監督機能と執行役員の業務執行機能において責任と権限を明確化することであり、経営監督機能を担う取締役の員数は、迅速かつ適切な意思決定および取締役会が負う責務の範囲を考慮して15名以内としております。取締役の任期につきましては、毎年度の経営責任を明確にする上で1年としております。業界・社内の状況に精通した社内取締役中心とし、より広い視野に基づいた経営意思決定と経営の透明性を確保することができる社外取締役を加えた体制を築くことで、より実効性の高い業務執行の監督が実現できるものと考えております。

業務執行機能を担う執行役員は、代表取締役により任命され、取締役会が決定した基本方針に従って業務執行にあたっており、その任期は1年であります。

2. 会社の機関

(1) 取締役会

代表取締役社長が招集し、毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役全員が構成員であり、付議事項（取締役会規程で規定）の審議および経営に関する重要事項の報告がなされ、監査役も毎回出席しております。監査役は、取締役会への出席を通じて取締役の業務の執行状況を監視しており、必要に応じ適宜意見を述べております。

(2) 監査役会

監査役会を毎月開催し、監査役会で策定された監査計画に基づき監査役監査を実施する一方、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産等の状況調査を行うことにより、取締役の職務執行を監視・監査しております。

(3) 経営会議

代表取締役社長、執行役員および代表取締役社長の指名する者で構成され、定期的で開催しております。取締役会に上程する事項および経営に関する重要な事項（経営会議規程にて規定）を審議しております。

(4) 事業執行会議

代表取締役社長、執行役員および代表取締役社長の指名する者で構成され、定期的で開催しております。事業執行会議規程に則り、年度予算達成状況の評価および月次決算の分析ならびに事業執行における主要課題の対策などを審議しております。

(5) グループ戦略会議

代表取締役社長、執行役員および代表取締役社長の指名する者ならびに子会社の代表取締役社長で構成され、定期的で開催しております。会議内容は、基本的に当社の事業執行会議に準じ、グループ間の主要課題の対策などグループ経営上の重要事項について審議しております。

(6) 取締役会の諮問機関（指名委員会・報酬委員会）

経営陣幹部および取締役の指名等並びに報酬等の重要事項について、独立社外取締役を含む社外取締役の適切な関与・助言を受け、取締役会の機能の独立性、客観性および説明責任を強化することを目的として指名委員会並びに報酬委員会を設置しております。

指名委員会：社外取締役3名、社内取締役1名

岡田 勝利(委員長/独立社外取締役)、野田万起子(独立社外取締役)、ステファン グスタフソン(独立社外取締役)、三田 昌弘(代表取締役社長)

報酬委員会：社外取締役3名、社内取締役1名

岡田 勝利(委員長/独立社外取締役)、野田万起子(独立社外取締役)、ステファン グスタフソン(独立社外取締役)、三田 昌弘(代表取締役社長)

3. 監査役監査、内部監査および会計監査の状況

監査役は、内部監査部門に特定事項の調査依頼を行う等業務執行部門と監査部門との連携を図るとともに、会計監査人からは定期的に会計監査内容について説明を受け効率的な監査に向けた情報の交換を行っております。

(1) 監査役監査

当社は監査役制度を採用しており、監査役および監査役会による経営監視体制を構築しております。監査役の員数は5名以内とし、半数以上の社外監査役を選任することを基本としております。監査役の任期につきましては、監査の独立性を確保し、その地位を堅固なものにする必要があることから4年としております。また、全ての連結子会社におきまして、当社監査役が監査役に就任しております。

毎月監査役会を開催し、監査役会で策定された監査計画に基づき監査役監査を実施する一方、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産等の状況調査を行うことにより、取締役の職務執行を監視・監査しております。

(2) 内部監査

当社の内部監査は、独立性を確保するために代表取締役社長の直下に組織化された内部監査部門が担当しております。内部監査の実施においては、実施内容等に応じ適任者と監査チームを編成することで、監査体制の強化を図っております。内部監査部門では、グループ会社全体を対象に、全ての業務に潜在するビジネスリスクの低減に向けた内部監査を実施しており、内部監査業務の有効性向上に努めております。原則月1回開催される、代表取締役社長との定例連絡会において内部監査報告を実施するとともに、改善勧告およびフォローアップを徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっております。また、内部監査部門では、監査役および会計監査人とは別の立場から監査を実施し、内部統制の充実、強化に努めております。

(3) 会計監査

当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任し、会社法に基づく会計監査並びに金融商品取引法に基づく財務諸表監査、四半期レビューおよび内部統制監査に関する会計監査を受けております。

会計監査人とは、通常の会計監査に加えて重要な会計的課題について検討、協議を行い、適時適切な対応を図っております。また、会計監査人から監査役会に対し、監査の方法と結果につき、定期的に報告を受けております。

4. 株主および投資家の皆様との対話

当社は、株主および投資家の皆様との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って体制整備および取組みに努めております。

- ① 株主および投資家との対話を促進する責任者として広報IR室担当執行役員を指定する。
- ② 広報IR室が中心になり、経営企画、経理財務、法務、CSR等の各担当部署と連携しながら、適時適切な情報開示に努める。
- ③ 個別面談以外の対話の手段として、半期毎に機関投資家向け決算説明会を開催し、代表取締役社長が説明を行う。
- ④ 対話において得られた意見・質問等は、定期的に経営幹部や関連部門へフィードバックして周知・共有を行い、経営に反映する。
- ⑤ インサイダー情報については、社内規程に従い情報管理の周知徹底をはかる。また、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために、決算発表前の3週間を沈黙期間として、業況や決算に関わる問合せに対する回答やコメントを控える。

●株主への情報提供

当社では「FDルール対応規程」により株主および投資家の皆様に対する公平な情報開示を行うための行動基準等を定め、またインサイダー取引防止を図るため、「内部情報管理規程」を定める他、インサイダー取引についての社内教育を定期的に行うことで、証券市場における当社の信頼を確保するよう努めております。

また、株主および投資家の皆様に適時に正確かつ公平な情報を提供するため、会社法、金融商品取引法、各種法令等を遵守し、東京証券取引所の「有価証券上場規程」で定める情報およびそれに準拠した情報ならびにその他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有効な情報につきましても、積極的に開示してまいります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

項目	金額	項目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	7,048,819	流動負債	3,167,837
現金及び預金	910,386	買掛金	1,371,809
電子記録債権	36,968	短期借入金	375,000
売掛金	3,360,962	未払法人税等	129,230
契約資産	2,486,732	契約負債	49,565
棚卸資産	113,980	賞与引当金	616,150
その他	143,508	受注損失引当金	93,601
貸倒引当金	△3,718	その他	532,478
固定資産	3,696,279	固定負債	122,194
有形固定資産	88,992	繰延税金負債	7,170
建物	54,412	資産除去債務	115,023
土地	805		
その他	33,774	負債合計	3,290,031
無形固定資産	366,255	純資産の部	
のれん	127,855	株主資本	7,372,027
ソフトウェア	69,154	資本金	1,737,237
ソフトウェア仮勘定	169,245	資本剰余金	758,294
投資その他の資産	3,241,032	利益剰余金	5,511,480
投資有価証券	3,045,211	自己株式	△634,984
繰延税金資産	23,591	その他の包括利益累計額	83,041
その他	174,448	その他有価証券評価差額金	25,119
貸倒引当金	△2,219	退職給付に係る調整累計額	57,921
資産合計	10,745,099	純資産合計	7,455,068
		負債及び純資産合計	10,745,099

連結損益計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：千円)

項目	金額	
売上高		18,427,578
売上原価		15,466,230
売上総利益		2,961,347
販売費及び一般管理費		2,410,067
営業利益		551,279
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,037	
持分法による投資利益	234,106	
その他	49,314	286,457
営業外費用		
支払利息	9,645	
支払手数料	26,408	
株式交付費	45,726	
その他	347	82,127
経常利益		755,609
税金等調整前当期純利益		755,609
法人税、住民税及び事業税	168,000	
法人税等調整額	31,563	199,563
当期純利益		556,045
親会社株主に帰属する当期純利益		556,045

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,737,237	507,237	5,030,675	△1,343,903	5,931,247
会計方針の変更による 累積的影響額			10,166		10,166
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,737,237	507,237	5,040,842	△1,343,903	5,941,414
当期変動額					
剰余金の配当			△85,408		△85,408
親会社株主に帰属する 当期純利益			556,045		556,045
自己株式の取得				△24	△24
自己株式の処分		251,056		708,943	960,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	251,056	470,637	708,918	1,430,613
当期末残高	1,737,237	758,294	5,511,480	△634,984	7,372,027
	その他の包括利益累計額			純資産合計	
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	31,631	85,639	117,271	6,048,519	
会計方針の変更による 累積的影響額			—	10,166	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	31,631	85,639	117,271	6,058,685	
当期変動額					
剰余金の配当			—	△85,408	
親会社株主に帰属する 当期純利益			—	556,045	
自己株式の取得			—	△24	
自己株式の処分			—	960,000	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△6,511	△27,718	△34,230	△34,230	
当期変動額合計	△6,511	△27,718	△34,230	1,396,382	
当期末残高	25,119	57,921	83,041	7,455,068	

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

項目	金額	項目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	5,634,281	流動負債	3,887,560
現金及び預金	532,718	買掛金	877,614
電子記録債権	36,968	短期借入金	2,125,000
売掛金	2,255,020	未払金	53,811
契約資産	2,374,740	未払費用	158,007
商品	6,499	未払法人税等	94,624
仕掛品	10,530	未払消費税等	68,503
短期貸付金	170,000	契約負債	25,076
その他	248,285	預り金	37,527
貸倒引当金	△480	賞与引当金	343,428
		受注損失引当金	103,964
		固定負債	83,102
		資産除去債務	83,102
固定資産	2,456,671	負債合計	3,970,662
有形固定資産	66,344	純資産の部	
建物	33,936	株主資本	4,105,432
工具器具備品	32,407	資本金	1,737,237
無形固定資産	232,590	資本剰余金	758,294
ソフトウェア	68,547	資本準備金	507,237
ソフトウェア仮勘定	164,042	その他資本剰余金	251,056
投資その他の資産	2,157,736	利益剰余金	2,078,200
投資有価証券	355,690	利益準備金	66,000
関係会社株式	1,614,262	その他利益剰余金	2,012,200
繰延税金資産	106,135	繰越利益剰余金	2,012,200
その他	81,647	自己株式	△468,300
資産合計	8,090,953	評価・換算差額等	14,858
		その他有価証券評価差額金	14,858
		純資産合計	4,120,290
		負債及び純資産合計	8,090,953

損 益 計 算 書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：千円)

項 目	金 額	
売上高		12,255,086
売上原価		10,355,369
売上総利益		1,899,716
販売費及び一般管理費		1,678,660
営業利益		221,056
営業外収益		
受取利息及び配当金	56,934	
助成金収入	10,652	
投資事業組合運用益	12,927	
その他	5,240	85,753
営業外費用		
支払利息	16,420	
支払手数料	26,408	
株式交付費	45,726	
その他	233	88,788
経常利益		218,021
税引前当期純利益		218,021
法人税、住民税及び事業税	30,609	
法人税等調整額	21,740	52,349
当期純利益		165,671

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	1,737,237	507,237	—	66,000	1,931,937
当期変動額					
剰余金の配当					△85,408
当期純利益					165,671
自己株式の取得					
自己株式の処分			251,056		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	251,056	—	80,263
当期末残高	1,737,237	507,237	251,056	66,000	2,012,200

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,177,218	3,065,193	14,314	14,314	3,079,507
当期変動額					
剰余金の配当		△85,408		—	△85,408
当期純利益		165,671		—	165,671
自己株式の取得	△24	△24		—	△24
自己株式の処分	708,943	960,000		—	960,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	544	544	544
当期変動額合計	708,918	1,040,238	544	544	1,040,782
当期末残高	△468,300	4,105,432	14,858	14,858	4,120,290

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

キーウェアソリューションズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木達也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成田礼子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キーウェアソリューションズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キーウェアソリューションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

キーウェアソリューションズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木達也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成田礼子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キーウェアソリューションズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

キーウェアソリューションズ株式会社 監査役会

常勤監査役 笹原 茂 男 ㊟

常勤監査役 澤田 伸 行 ㊟

社外監査役 瀧田 博 ㊟

社外監査役 大田 研 一 ㊟

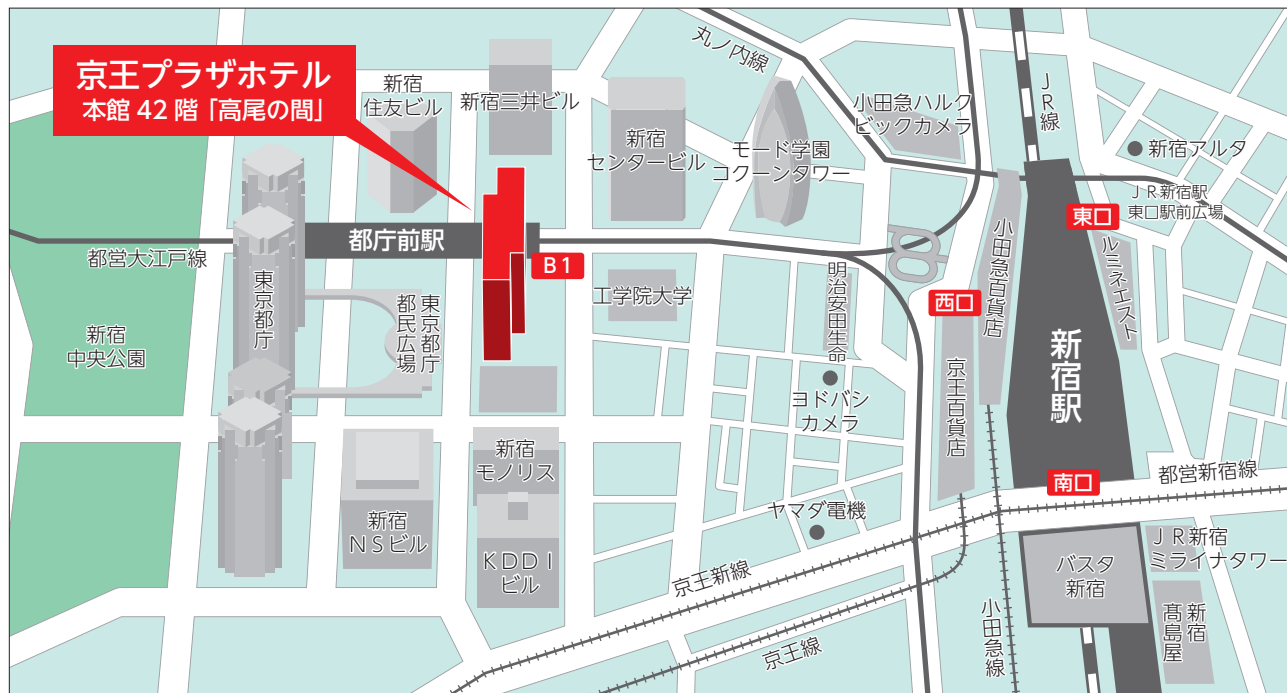
以上

株主総会会場ご案内

会場

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

京王プラザホテル 本館42階 「高尾の間」



交通

- JR線
- 京王線
- 小田急線
- 地下鉄 (丸ノ内線・都営新宿線)

新宿駅 **西口** 徒歩5分

- 地下鉄 (大江戸線)

都庁前駅 **B1** 出口 階段上がってすぐ

